

# 先徳略名口決・作名について

松 本 光 隆

## 目 次

- 一、「先徳略名口決」諸本について
- 二、「作名」諸本について
- 三、「先徳略名口決」・「作名」の本文構成
- 四、「先徳略名口決」・「作名」の成立とその利用
- 五、高山寺における「先徳略名口決」・「作名」の来歴

### 一、「先徳略名口決」諸本について

ここに取り上げる「先徳略名口決」と題される資料は、真言宗諸寺院に現蔵されているもので、その内容は、真言宗野沢両流の僧侶について、その人名、又は口説の記等の略称、多くの場合は抄物書となっているものが、何を、或は誰を指すのであるかを注したものである。

この先徳略名口決、又はこれに準ずる書名で管見に入ったものには、東寺観智院金剛蔵の三本と高山寺蔵の二本とがある。これに、国立国会図書館本・群書類従本を加えると七本に管見が及んでいる。以下各本について略説を加える。

#### 一、東寺観智院蔵甲本

先徳略名口決・作名について

東寺觀智院金剛藏聖教第一八三函に収められているもので、宝永四年（一七〇七）写の資料である。外題は「先徳略名口訣」、内題は「先徳略名口決」とあり、尾題はない。巻末の奥書は、

元禄十一年九月十四日写得一校了

靈雲淨嚴

（以上本奥書）

宝永四丁亥年十一月十日於河州延命

寺以淨嚴和上真蹟本書写一校了

実詮

とある。本文はこの奥書の前で終っており、「貞記」より「花水」に至る六十三項目より成っているものである。

## 二、東寺觀智院藏乙本

東寺觀智院金剛藏聖教第一八三函に収められた宝曆八年（一七五八）の写本で外題・内題には「先徳略名口決」とあり、尾題はない。本文は「貞記」にはじまり、「本伝」に至る六十四項目が存した後に、左の奥書がある。

（一）本云

元禄十一年九月十四日写得一校了

靈雲淨嚴

永宝四丁亥年十一月十日於河劬延命寺

以淨嚴和上真蹟本書写校了

実詮

享保七壬子年八月十四日以急便写得之

一校了 双□下池上住僧秀忠

享保十一<sup>丙午</sup>年七月十日卒尔書写了

一校了 沙門宥昌

元文四<sup>己未</sup>季十月十二日宥昌

真蹟本於從覺定備用急

写得一校了 介承照

(以上本奥書)

宝曆八夏<sup>(以)</sup>師書僧正真筆

写之一校了 仏子亮我

とあり、この奥書のとに更に更に本文が続き、「一二」より「任云」までの十五項目が存した後に、

(二)文明十三年<sup>辛丑</sup>五月廿一日

以宝蓮華寺亮尊自筆本写了

後雄<sup>廿七</sup>

右一帖者亮一僧正申請写之

天文廿三年二月廿六日少僧都祐重<sup>四十八</sup>

(以上本奥書)

の奥書が存し、更にこの後に「首易見」より「神愷訓」に至る六項目の本文が存して、その後、

(三)一二ト云<sup>ヨリ</sup>次下ハ八結<sup>真</sup>伝受砌真源

自筆ノ以一帖写加畢

先徳略名口決・作名について

宝曆七丁<sub>五</sub>年四月下八日僧正承照<sub>七</sub>  
<sub>四</sub>

(以上本奥書)

宝曆八年六月九日写之了

〔朱書〕  
「朱書校合了」亮我

の奥書を有するものである。

三、東寺観智院丙藏本

甲本・乙本と同じく東寺観智院金剛藏聖教第一八三函に収められているもので、安永九年(一七八〇)の写本である。甲本の奥書、乙本の奥書(一)に当る部分が半丁の空白である。乙本の奥書(二)に相当する部分には

文明十三<sub>辛</sub> 丑五月廿一日

以宝蓮華寺亮尊自筆本写早

俊雄<sub>廿七</sub>

右一帖者亮一僧正申

天文廿三年二月廿六日少僧都祐重<sub>八</sub>  
<sub>十</sub>

(以上本奥書)

の奥書があり、又、奥書(三)に相当する部分には

寛文七<sub>丁</sub>未<sub>末</sub>年正月望日以他本再校

法印真源

一二ト云ヨリ下ハ八結伝受砌以真源自筆

一帖写加畢

宝曆七丁<sub>丑</sub>年四月十八日僧正承照<sub>四十七</sub>

(以上本奥書)

安永庚子夏七月十三日以承照僧正自筆本

〔 〕 写了

敬室

の奥書がある。本文の項目等の体裁は、東寺観智院蔵乙本と同様のものである。

右の東寺観智院蔵の三本を比較検討すると、先ず甲本の如き形態の祖本が存し、これに加筆増補された宝曆七年の承照書写本を親本にして、乙本・丙本が書写されたものであると考えられる。

#### 四、高山寺蔵甲本

高山寺蔵聖教第九〇函に収められているもので、外題は「西院先徳略名ム」、内題には「先徳略名ム」とある。尾題はなく、奥書には

承応三<sub>甲</sub>午季五月十日写之早

苾芻静守

(以上本奥書)

于時元文元<sub>酉</sub>八月四日以真乘院御本写之了

(密弁)

とあり、元文元年(一七三六)の写本である。奥書に認められる「真乘院」は、仁和寺の塔頭で、印性の開基に成るものである。高山寺甲本の底本は、仁和寺真乘院に存したものであると考えられる。

#### 五、高山寺蔵乙本

甲本と同じく高山寺聖教第九〇函に収められており、外題等の体裁は甲本に同じく、奥書は、

先徳略名口決・作名について

承応三年<sup>甲午</sup>五月十日写之早

苾芻静守

(以上本奥書)

元文五年申四月十五日写之早

有源

とあり、元文五年(一七四〇)書写の本である。高山寺蔵甲本・乙本共に本奥書が同一であることから、承応三年写の静守の本を底本にして現存本が成立したものと考えられ、高山寺蔵甲本・乙本は兄弟関係にある写本であると考えられる。

#### 六、国立国会図書館蔵本

国立国会図書館に二〇九一七〇六で登録されているもので、弘化二年(一八四五)の写本である。本文は「貞記」に始まる。「花水」の後に、

元禄十一年九月十四日写得一校了

靈雲浄厳

于時正徳四年冬十二月廿日写得之畢

備後尾道持善院安巫效内末資苾芻

純浄融妙同院阿遮梨以快崑師之本書

写了

(以上本奥書)

の奥書が存し、この後更に「先徳略名」と題された条々が列举され、この後に又「知明院御願所引先徳名字口伝事」と題される条々が存し、又「真雅源仁真言伝受知事」・「八宗論問答人書作知事」・「於東寺真言十三ヶ流知事」・「四ヶ度加行行法日

「数事」の記載が存して、巻末には次の奥書が存する。

御本云

宝徳三年南呂十六日於高埜山正智院

書写之畢

快朝

朱点一校了 持主苾芻純淨五十二

明和三丙戌春三月十八日書写了

法印 (五十二) 歳

(以上本奥書)

弘化二乙巳春三月十日拜写了

南岳杜多宥圭四十

巻中に存する奥書から、「靈雲淨嚴」の奥書を有する東寺観智院蔵甲本・乙本・丙本と祖本を同じくするものであると考えられるが、その本文の構成など形態的にはかなりの隔りが存している。

#### 六、群書類従本

続群書類従巻第八百四十五として登録されているものである。奥書は三ヶ所に存する。

(一)本云

享保四年亥九月廿八日書写了

金剛峯寺阿闍梨英仙

同九年辰閏四月十三日為令法久住書写之

先徳略名口決・作名について

広沢末葉孝宥

(一) 覚永已下或本書写了

元文五歳歳次庚申十月十三日

金剛仏子宥証

(二) 寛文六年初夏十二日

東寺宝蔵院御本雖為御秘蔵之時之間之

後写之清長法印

右の如くである。(三)の奥書から、東寺の塔頭である宝蔵院の蔵本より出たものであると認められる。本文の項目は、右六本と比較すると遙かに多く、しかも、真言宗の先徳に限らず記載されている。

右の七本の間には、本文の形態に差異が認められる。後にも触れるが、東寺観智院蔵甲本、東寺観智院蔵乙本・丙本、高山寺蔵甲本・乙本、国立国会図書館蔵本、群書類従本では、本文の構成が異なる。

## 二、「作名」諸本について

先の先徳略名口決は、真言宗の僧侶についての略名を注したものであるが、こうした略名を注した書物について管見の及んだものに「作名」と題される書が存する。

「作名」と題されるもので管見に入ったものには東寺観智院金剛蔵の三本と高山寺蔵の一本とがある。

### 一、東寺観智院蔵A本

東寺観智院金剛蔵聖教第二九九函に収められた本であり、外題に「作名」とある。内題・尾題はない。奥書には、

(墨抹消)  
「高」一 禪

書写之<sup>三</sup>

〔墨抹遣〕  
〔朝空〕

〔別筆〕  
〔寛文元年三月下旬不思議令

感得之了〕

〔墨抹遣〕  
〔心性写之〕

〔別筆〕  
〔法印真源〕

の如くである。書写年代は明記されていないが、南北朝時代の書写になるものではないかと推定されるものである。

## 二、東寺観智院蔵B本

東寺観智院金剛蔵聖教第一八一函に収められたもので、外題等の記載方法はA本と同じく、奥書は、

文明十三年<sup>辛丑</sup>五月廿二日以宝蓮

華寺亮尊自筆本写之了

俊雄<sup>七</sup>

とあり、室町時代文明十三年の写本である。

## 三、東寺観智院蔵C本

東寺観智院金剛蔵聖教第一八三函に収められているもので、外題等の記載については、A本と同じである。江戸時代初期の写本と認められるもので、奥書には、

文明十三年<sup>辛丑</sup>五月廿二日

以宝蓮華寺亮尊自筆本写早

先徳略名口決・作名について

俊雄<sup>廿七</sup>

右一帖者亮一僧正申請写之

天文廿三年二月廿六日

少僧都祐重<sup>四十八才</sup>

(以上本奥書)

寛文七<sup>丁未</sup>年正月望日以他本

再校了

法印真源

とある。この奥書に徒えば、東寺觀智院蔵B本を天文二十三年(二五五四)に祐重が書写し、その本を江戸時代初期に書写(真源書写か)したものが東寺觀智院蔵C本ということになる。

又、この「作名」東寺觀智院蔵C本は、先の「先徳略名口決」東寺觀智院蔵甲本から乙本・丙本への増補過程において使用された本であると考えられ、「先徳略名口決」東寺觀智院蔵乙本(二)(三)の奥書、東寺觀智院蔵丙本(一)(二)の奥書と、この「作名」東寺觀智院蔵C本の奥書とがよく通じ、又、「先徳略名口決」東寺觀智院蔵乙本・丙本の増補部分本文についてもよく一致する。

#### 四、高山寺蔵本

高山寺聖教第八九函に収められたものであり、外題には「作名口決」とある。内題・尾題はなく、奥書には、

右之御本者御室一音房以御自筆書写早

延宝三年<sup>乙卯</sup>極月十一日

御室池上願城寺

金剛資覚円

とある。書写は延宝三年（一六七五）であると認められる。

三、「先徳略名口決」・「作名」の本文構成

先に略述して来た「先徳略名口決」・「作名」の二つの書について以下検討を加えることとする。先に掲げた諸資料について、その本文の項目配列を比較してみる事とする。

貞記	後隆	香隆	法三	広	小	大御院	高御院	法	花	蔵	院	智	觀	寺	東	本
貞記	後隆	香隆	法三			大御院	高御院			東寺觀智院蔵甲本						
貞記	後隆	香隆	法三			大御院	高御院			東寺觀智院蔵乙本						
貞記	後隆	香隆	法三			大御院	高御院			東寺觀智院蔵丙本						
						大御院	高御院			高山寺蔵甲本						
						大御院	高御院			高山寺蔵乙本						
						大御院	高御院			(作名) 東寺觀智院蔵A本						
						大御院	高御院			東寺觀智院蔵B本						
						大御院	高御院			東寺觀智院蔵C本						
						大御院	高御院			高山寺蔵本						
						大御院	高御院			国会図書館本前半						
						大御院	高御院			国会図書館本中半						

先徳略名口決・作名について



三立安大朝人已 導貝貝貝貝見竹知予信 勸

葉葉葉葉

珍法草人人覺成 師下上乙甲立人義曾師 言

先德略名口決・作名について

〃 〃

〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 竹 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 勝善尊教  
人 〃  
法者藏示

〃 〃

〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 已成人覺 〃

〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 人覺 已成 〃

〃 〃

	花	三	中	見	法	文	玉	後	泉	中	尊	真
	水	人	一	尋	人	水	明	御	御	御	心	見
本	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
伝	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

ウ 勝 查 千 妙  
言 師 師 心 大

"	"	"	"	"	"	"	"	"	北御	"	高御	"	大御	"	西人	"
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----	---	----	---	----	---

三	中	花	"	美	"	"	"	"	"	大御	"	高御	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

花	三	中	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
水	人	一	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

貝	貝	智	予	觀	小	三	中	華	"	"	西	"	"
葉	葉	義	曾	言	觀	人	一	水	"	"	人	"	"
乙	甲				見								

先徳略名口決・作名について

檜尾口決	首易見	任云	長上綱所伝	観音院記云	大僧都云	花云	花水記云	本説	公甫云	金玉	美心	勝法	善者	尊蔵	一	二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

小僧都記云

四力元	倍元	大文元	示見
〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

十寸口寺

北御	大御	中御	泉御	高野	法水	文水	玉明	朝人	大人	尊師	竹人	三珍	貝葉下	貝葉上
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----

高尾口決	〃	〃
貞観寺口決	〃	〃
靈巖和尚	〃	〃
神愷訓	〃	〃

各資料の項目配列は右の如くである。群書類従本については後に触れる。

右の項目対照は、「先徳略名口決」東寺観智院蔵甲本を中心に対照したものであるが、この「先徳略名口決」東寺観智院蔵甲本と同一の書より出たと考えられるものに、「先徳略名口決」東寺観智院蔵乙本・丙本と、この比較より零本であると考えられる高山寺蔵本「作名口決」とが存する。一方、「西院先徳略名」と題される高山寺蔵本「先徳略名口決」甲本・乙本と、「作名」東寺観智院蔵A本・B本・C本が同一内容のものであると理解される。

以下、前者、「先徳略名口決」東寺観智院蔵甲本・乙本・丙本と高山寺本「作名口決」とを「先徳略名口決」と称する。後者は、つまり、「作名」東寺観智院蔵A本・B本・C本と高山寺蔵本「西院先徳略名」甲本・乙本を「作名」と一括して称することとする。先の項目対照で見た如く、「先徳略名口決」・「作名」の二者は、その内容から見て非常に似通ったものであると理解される。

さて、群書類従本「先徳略名口決」の位置が問題となる。群書類従本の項目数は、「先徳略名口決」・「作名」に比べると遥かに多く、五百六項目に及ぶ。その本文構成を見渡すと、巻頭「貞記」より「花水」に至る六十三項目、又は、巻頭より「イ」に至る七十一項目は、正に「先徳略名口決」に当る。途中の記述は、必ずしも真言宗僧侶の關係に限らず、唐の僧、天台宗、法相・三論・律・花嚴等の南都古宗の僧侶等に関するもので、巻頭部の「先徳略名口決」とは質的に異なるものである。巻末部の五十九項目については、その部分の最初に、

作名西院

#### 往生院後度伝受事

とあり、内容的にも「**作名**」であることが理解される。つまり、巻頭に「**先徳略名口決**」を記し、巻中に他本等からの増補を行い、巻末に「**作名**」を記したものである事が理解される。

国立国会図書館蔵本は、巻頭より巻中奥書までの部分が「**先徳略名口決**」、巻中奥書の後より「**知明院御願所引先徳名字口伝**」とある前までが「**作名**」であって、これより巻末に至るまでは、他本からの増補・加筆部分であると判断される。

「**先徳略名口決**」の原初形態を伝えるものは、「**先徳略名口決**」東寺観智院蔵甲本であり、「**作名**」の原初形態を伝えるのは「**作名**」東寺観智院蔵A本であると考えられる。その他の緒本は増補・加筆されたものであり、「**先徳略名口決**」国立国会図書館蔵本や群書類従本では、かなりの程度の増補が行われているものであると認められる。

#### 四、「先徳略名口決」・「作名」の成立とその利用

「**先徳略名口決**」・「**作名**」共に、その成立に当っては、真言宗広沢流の一流・西院流が関係して成ったものであると考えられる。この事は、例えば、東寺観智院金剛蔵の**先徳略名口決**・**作名**共に「**西院流**」関係の、高山寺蔵のものについても「**西院流**」関係の聖教函の中に収められていること。高山寺蔵の「**先徳略名**」には「**西院**」が冠されている事など例証を掲げるに暇がない。

さて、「**先徳略名口決**」や「**作名**」に掲げられた略名・略称は、具体的には如何なる形で資料に表われているかが問題となろう。例えば、東寺観智院金剛蔵聖教第一八一函に所収されている「**金玉**」には、

○、**見**金輪（**金輪**）外題右肩

○予見云此尊三形鳥羽僧正秘説十二輪金輪云、（**金輪**）本行間書入

○ム可云用八輪文証尤ハハ十二輪者只仁王經法所用也如何（**金輪**）本行間書入

先徳略名口決・作名について



○右点為ム(「金輪」奥書部分)

○、二薬師<sup>貞</sup>西人(「薬師」外題)

○、立法阿弥陀<sup>(S. 8. 11)</sup>西人(「阿弥陀」外題右肩)

の如きものが掲げられ、「一二」は先掲、「西人」は西院法印任覚、「<sup>(S. 8. 11)</sup>院」とは成就院大僧正覚助、「ム」は先掲、「立法」は菩提院法眼行延のことで、これらも「先徳略名口決」・「作名」に登載されている。

「金玉」・「異水」・「西院八結」は、西院流の伝授に重要な位置を占めるものであるが、この外に西院流の伝授に関して、「六通貞記」と「三代別記」とが存する。「六通貞記」では、東寺観智院金剛藏聖教第一八一函に収められたものに、

○、二相承大事<sup>貞</sup>西人(外題)

同じく第一八一函に収められた「三代別記」には、

○、三三代別記<sup>大</sup>西人(外題)

の如く認められ、「先徳略名口決」・「作名」に登載された略名・略称の具体的な使用例を認めることができるのである。

つまり、先には「先徳略名口決」・「作名」が、西院流の下に作成されたものと認められる諸点を指摘したが、これらの「金玉」・「異水」・「西院八結」・「六通貞記」・「三代別記」の如き書との関係から、「先徳略名口決」や「作名」が、西院流の伝受と深く関るものであることが理解される。

「西院八結」は、西院流の祖・信証が寛助の七巻抄より記して任覚に授け、更に三位法印最寛、宏教(禪遍)と相伝され、宏教(禪遍)が類聚したものであると言われている。「金玉」は、高野山住生院に在った顕覚に従って宏教(禪遍)が保寿院流の伝授を受けた際、所伝の沢抄に西院流の行様・口伝を加えたものであるとする説が存する。「異水」は、宏教(禪遍)が相承した他流の尊法の中で、西院流の本伝とは異なるものを類聚したもので、小野・醍醐・小島の各流の伝や、広沢流でも異なるものを類聚したものであると言われている。「六通貞記」・「三代別記」は、西院流正嫡の伝授する所であって、例え

ば、先の東寺観智院金剛藏聖教第一八一函の「六通貞記」の本奥書には、

承元四年十二月五日於香隆寺

御房書寫了

金剛資禪一

(二八一七一号)

の如き一条が存しており、承元四年に禅遍(宏教)が書寫したものであると理解される。同じ函の「三代別記」の本奥書も承元四年に香隆寺で書寫した禅遍(宏教)のものが存している。

右の「西院八結」・「金玉」・「異水」・「六通貞記」・「三代別記」共に宏教の手に懸る所であり、この事実と「先徳略名口決」・「作名」との成立事情とを関連づけて考察することとする。

右の「西院八結」をはじめとする尊法等に深く関る宏教は「先徳略名口決」には「ム」として立項があり、登載されている注記には「先師権律宏教 本名禅遍」とある。一方「先徳略名口決」東寺観智院蔵乙本・丙本の増補部分には「甫」として立項され「少輔律師宏教」と注されているが、これは増補部分である上に、朱書されたものである。「作名」では、基本的には宏教(禅遍)に関する立項はなかったものと推定される。「作名」東寺観智院蔵A本には立項されていない。「作名」東寺観智院蔵B本・C本には、「先徳略名口決」東寺観智院蔵乙本・丙本と同様に「甫」として立項されており「少輔律師宏教」とあるが、朱書されたもので、この項の直後に、

右朱点ハムニ以異本交入了

の一条の注記が存しており、「作名」成立当時には「甫」をはじめ朱書の項目や書入は存在しなかったものと考えられる。

『先徳略名口決』の記述は、古くは「真雅」(八〇〇—八七九)より宏教(禅遍)(一一八一—一二五三)に至るのであり、宏教(禅遍)が最下限である。「作名」は、古くは聖宝(八三一—九〇九)より蓮頭(……一二〇九—一二二六……)までであった、宏教(禅遍)の記載はない。「作名」においては、例えば東寺観智院蔵A本を例に掲げると、

往生院後度伝受事

のあと、

建暦元年<sup>辛未</sup>六月九日ヨリ至同ノ廿七日

(略名略)

元久三年<sup>丙寅</sup>二月之比ヨリ伝受事

(略名略)

二帖抄三月十八日ヨリ始之同ノ四月廿日終功事

(略名略)

任抄法受事

(略名略)

建永二年<sup>丁卯</sup>正月廿一日ヨリ始之

(略名略)

同五月十日終功畢

(略名略)

件抄伝受事

(略名略)

元久三月十八日ヨリ始テ

(略名略)

同四月廿日終功畢

先徳略名口決・作名について

(略名略)

建保三年九月十八日入了

の如き記載が認められ、建暦元年（一二二二）、元久三年（一二〇六）、建永二年（一二〇七）、建保三年（一二一五）の年紀が認められる。これの年には、先にも触れた西院流の伝受において「西院八結」等の尊法などの類聚に関与した宏教（禪遍）は存命である。しかも、「往生院後度伝受事」とある建暦元年六月九日より建暦元年六月廿七日までの間には宏教（禪遍）は高野山往生院で諸尊法の伝授を受けており、<sup>(1)</sup>「作名」の記事に合う。元久三年には本寺西僧房で、<sup>(2)</sup>建永二年には慈尊院で、それぞれ尊法の伝授を受けている時期に合致する。

つまり、「作名」という書物は、宏教（禪遍）個人の伝受と深く関るものであって、「作名」が宏教（禪遍）の手によって成ったと考えて矛盾はないようである。このことについては、「作名」・高山寺蔵本「先徳略名」甲本・乙本の共に、外題「西院先徳略名」・内題「先徳略名」とある「ム」が宏教（禪遍）を指すものであるとすれば、右に推定した「作名」の成立事情を裏付けるものとなる。

「先徳略名口決」の成立事情は、「作名」の項目との対比から、「作名」をもとにして改変増補されたものであり、宏教（禪遍）を注して「先師」と呼ぶ所から、宏教（禪遍）の弟子の手に成るものであろうと考えられる。作者に能禪を充てる説もあるが、<sup>(4)</sup>可能性の高いものであると考えられる。

#### 五、高山寺における「先徳略名口決」・「作名」の来歴

以上、「先徳略名口決」・「作名」について「作名」が宏教（禪遍）の手に成るものであり、これを後人の手で改変増補したものが、「先徳略名口決」であろうとの推定を試みた。これらの書は、後世の西院流の伝受においても十分に活用されたものであろうと考えられ、東寺観智院金剛藏聖教について見れば、「作名」B本は第一八一函に収められているが、この函に

は「金玉」が二組収められており、「作名」A本の存する第二九函には「西院八結」・「金玉」・「異水」・「六通貞記」・「三代別記」などが収められている。高山寺藏本についても同様のことである。「作名」や「先徳略名口決」は「西院八結」などと一括して伝わったものであって、後世の伝受に利用されたものであろうと考えられる。

最後に、高山寺に存する「作名」・「先徳略名口決」の来歴に触れておく。東寺観智院金剛藏聖教における「作名」・「先徳略名口決」を初めとする西院流の聖教の存在は、古くは西院流の祖・信証が東寺一長者であり、その弟子、任覚が東寺二長者であったし、又、宏教の弟子能禪、その弟子亮禪は東寺定額僧であるなど、東寺と西院流のつながりは古くより存しており、東寺に西院流聖教の存する事は首肯できる所である。一方、高山寺において「先徳略名口決」・「作名」をはじめとする西院流聖教が存することについては一考を要するように思われる。高山寺の場合、「作名口決」の外題を有する「先徳略名口決」高山寺藏本は、第八十九函第十五号で登録されており、この第八八函は「金玉」・「異水」の収められた函である。この「金玉」・「異水」は、延宝三年を中心として、「作名口決」の書写者でもある覚円が、仁和寺真乘院の本を書写したものであり、この「金玉」・「異水」の書写時に同時に「作名口決」が書写されたものであろうと考えられる。これら「金玉」「異水」と「作名口決」とは、一括して伝わり、仁和寺から高山寺へと移されたものであろうと考えられる。「先徳略名」との題を有する「作名」高山寺甲本・乙本は二本共に第九〇函に収められており、甲本奥書の密弁は、寛保二年に仁和寺華嚴院で西院流の「印玄法印記」を書写した人物で、この書も第九〇函に収められている。高山寺に存する西院流の聖教は、いずれも本来は仁和寺に存したものが高山寺に伝わったものであると考えられ、その時期もさほど遡り得るものではなく、江戸時代も中期以降であったものと推定される。

#### 注

(一) 高山寺聖教第七三函の金玉「金輪」・「宝篋印陀羅尼經」・「地鎮作法」・「牛黄加持」・「雨室」・「御衣木加持作法」・「泥塔供養」、異水「後七日法増益護摩」・「御質二智」・「奥砂抄」などの本奥書による。

- (2) 高山寺聖教第七三函の異水「蓮頭授与禪遍許可印信」・「不用別壇神供作法」・「新爐加持」・「仁王近」・「五大逆」・「文殊千鉢法」・「(ca ni di tya) 所作 (ca ndra) 准N」・「五秘密近」・「毎日御所作次第」・第八九函の異水「不動止雨」・「大勝近」などによる。
- (3) 高山寺聖教第八九函の西院八結「不動略次第大御」・「大威徳」・「金剛夜叉」などによる。
- (4) 「群書解題 釈家部 釈三三八 先徳略名口決」
- 〔付記〕 本稿は、昭和五十七年度鎌倉時代語研究会夏季研究集会において発表した内容に加筆成稿したものである。研究集会の席上、又本稿成稿に当っては、小林芳規先生、菅原範夫氏、鈴木恵氏の御教導、御教示を賜った。記して感謝申し上げる。又、資料閲覧に際しては、東寺観智院金剛藏聖教調査団、高山寺典籍文書総合調査団、国立国会図書館、東寺御当局、高山寺御当局の各位の御高配を賜った。お礼申し上げます。